

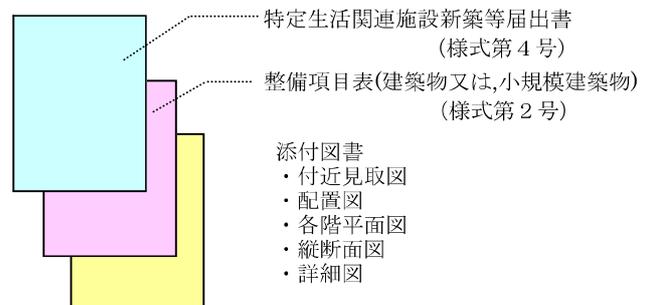
さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出書の作成要領 (例：建築物の場合)

特定生活関連施設新築等の届出

1 特定生活関連施設新築等の届出について

特定生活関連施設の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途の変更を行う場合は、工事に着手する30日前までに計画地に応じ、北部若しくは南部建設事務所の建築指導課に「特定生活関連施設新築等届出書」を提出してください。

特定生活関連施設新築等届出 2部



2 様式の記入について

1) 特定生活関連施設新築等届出書 (様式第4号)

届出者

- ・建築確認申請における「建築主」を記入してください。

工事種別

- ・カッコ内の該当する項目に○を記入してください。

建築物の内訳

- ・用途()欄は敷地内の特定生活関連施設について棟ごとに記入してください。
- ・複合用途建築物については、該当する用途を全て記入してください。
- ・その他の用途は特定生活関連施設に該当しない建築物をまとめて記入してください。

2) 整備項目表 (様式第2号)

- ・適用される項目の整備状況欄の適・否について該当する方に○を記入してください。
- ・適用のない項目については整備状況欄に斜線を引いてください。
- ・複合用途の場合、特定生活関連施設の用途ごとの整備項目表を添付してください。

3 添付図面について

特定生活関連施設新築等届出書に添付する各図面は、条例に基づく整備内容(寸法、材料名、仕様等)が明確に判断できるように作成してください。

1) 添付図面(別表第8)

- ・付近見取図
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・縦断面図
- ・詳細図(必要に応じて)
- ・その他、市長が必要と認める図書

2) 各図面共通事項

- ・整備内容を設計図書の原図に表記してください。
- ・整備内容の表記部分及び不特定多数の者が利用する部分については、色分けをするなどして、分かりやすいものとしてください。

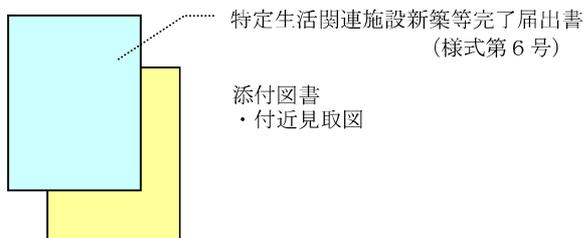
特定生活関連施設新築等完了届出

1 特定生活関連施設新築等の完了届出について

特定生活関連施設新築等届出書に基づく内容の工事が完了した場合は、当該工事が完了後、特定生活関連施設新築等完了届出書を1部提出してください。

なお、完了届出書によって適合証の交付を請求する場合は、適合証交付請求書（様式第1号）を1部同時に提出してください。

特定生活関連施設新築等完了届出 1部 （適合証交付請求を行う場合は適合証交付請求書併願 1部）



2 様式の記入について

1) 特定生活関連施設新築等完了届出書（様式第6号）

届出者

・建築確認申請における「建築主」を記入してください。

工事種別

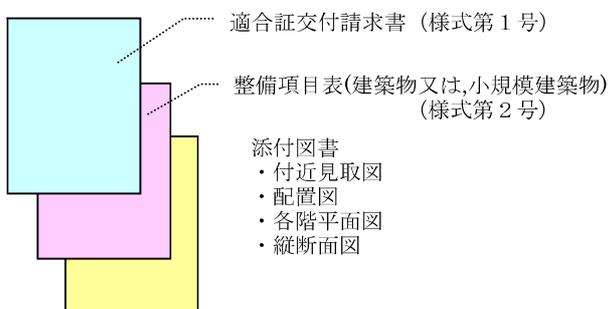
・カッコ内の該当する項目に○を記入してください。

適合証交付請求書

1 適合証交付請求書

生活関連施設の管理者又は当該生活関連施設を整備基準に適合させた場合は、適合証交付請求書によって適合証交付請求書によって適合証の交付を請求することができます。

適合証交付請求書 2部



2 様式の記入について

1) 適合証交付請求書（様式第1号）

請求者

・生活関連施設の所有者又は管理者の住所、氏名及び電話番号を記入してください。